

●お願い
課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。

課税標準の分割に関する明細書
(その1)

事業年度又は
連結事業年度

・
・

第十号様式 (令和四年改正)

法人名				事業年度又は連結事業年度		・ ・	
事業税 (法第72条の2第1項に掲げる事業)				都 民 税			
課 税 標 準 の 総 額	年400万円以下の金額 ⑥	円	課税標準額の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	() 円		
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦	000		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②			
	年800万円を超える金額 ⑧	000		還付法人税額等の控除額 ③			
	計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	000		退職年金等積立金に係る法人税額 ④			
	軽減税率不適用法人の金額 ⑩	000		差引計 ①+②-③+④ ⑤			000
	付加価値額 ⑪	000		/			
	資本金等の額 ⑫	000					
収入金額 ⑬	000						

適用する事業税の分割基準

1. 従業者数
2. 固定資産の価額
3. 事務所又は事業所数
4. 軌道の延長キロメートル数
5. 電線路の電力の容量

事務所又は事業所		事業税								都 民 税	
名称及び所在地		分割基準 (単位=)	分割課税標準額						分割基準 (単位=人)	分割課税標準額	
			年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲			収入金額 ⑳
本 都 分	()	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	特別区分	千円
	()									市町村分	
	()										
	()										
	()										
合 計											

※名称を上段に、所在地を下段に記載してください。

この印刷物は、リサイクルできません。

●お願い
課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。

課税標準の分割に関する明細書
(その1)

事業年度又は
連結事業年度

・
・

第十号様式 (令和四年改正) (控)

法人名				事業年度又は 連結事業年度		・ ・	
事業税 (法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 に掲げる事業)				都 民 税			
課 税 標 準 の 総 額	所 得 金 額	年400万円以下の金額 ⑥	円 000	課 税 標 準 の 総 額	法人税法の規定によって計算 した法人税額 ①	() 円	
		年400万円を超え年800万円以下の 金額又は年400万円を超える金額 ⑦	000		試験研究費の額等に係る法人 税額の特別控除額 ②		
		年800万円を超える金額 ⑧	000		還付法人税額等の控除額 ③		
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	000		退職年金等積立金に係る法人税額 ④		
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩	000		差 引 計 ①+②-③+④ ⑤	000	
	付 加 価 値 額 ⑪	000	/				
	資 本 金 等 の 額 ⑫	000					
収 入 金 額 ⑬	000						

適用する事業税の分割基準

1. 従業者数
2. 固定資産の価額
3. 事務所又は事業所数
4. 軌道の延長キロメートル数
5. 電線路の電力の容量

事務所又は事業所		事 業 税								都 民 税	
名 称 及 び 所 在 地		分 割 基 準 (単位=)	分 割 課 税 標 準 額						分 割 基 準 (単位=人)	分 割 課 税 標 準 額	
			年400万 円以下の 所得金額 ⑭	年400万 円を超え 年800万 円以下の 所得金額 又は特別 法人の年 400万円 を超える 所得金額 ⑮	年800万 円を超え る所得金 額又は軽 減税率不 適用法人 の所得金 額 ⑯	計 ⑭+⑮ +⑯ ⑰	付 加 価 値 額 ⑱	資 本 金 等 の 額 ⑲			収 入 金 額 ⑳
本 都 分	()	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	特別区分	千円
	()									市町村分	
	()										
	()										
	()										
合 計											

※名称を上段に、所在地を下段に記載してください。

この印刷物は、リサイクルできません。